

お客さま各位

消費税法改正にともなう電気料金のご請求金額変更について

平素は、弊社の「ENEOSでんき」をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、消費税法等の改正により、2019年10月1日から消費税および地方消費税の税率が8%から10%へ変更となります。

この消費税率等の引き上げにともない、弊社の電気料金のご請求金額につきましても、原則として2019年11月分のご請求から、新税率（10%）を適用した料金単価に変更させていただきます。

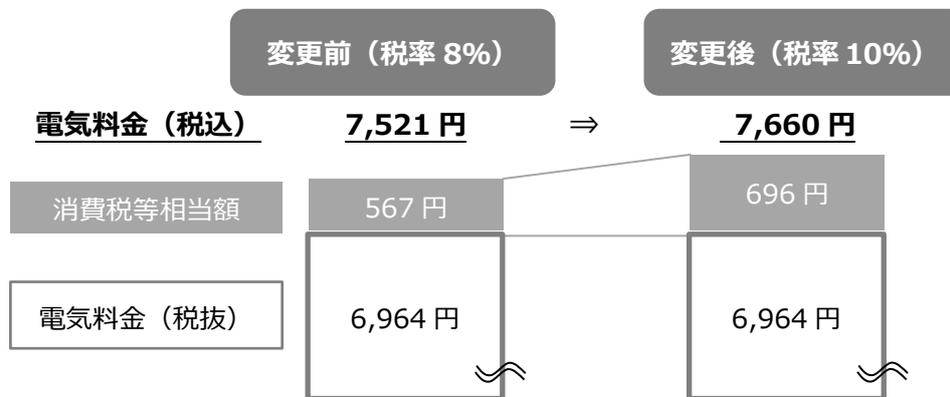
何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1 電気料金（税込）の変更

電気料金には、消費税等相当額が含まれています。そのため、消費税法等の改正を反映した料金に変更させていただきます。なお、消費税等相当額以外の料金の変更はありません。

電気料金変更のイメージ

「ENEOSでんき」東京Vプラン 30A、ご使用量 300kWh の場合（1か月あたり）



※上記は、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含めておりませんので、実際のご請求金額とは異なります。

※電気料金は、2019年10月1日からの消費税の軽減税率制度の対象ではありません。

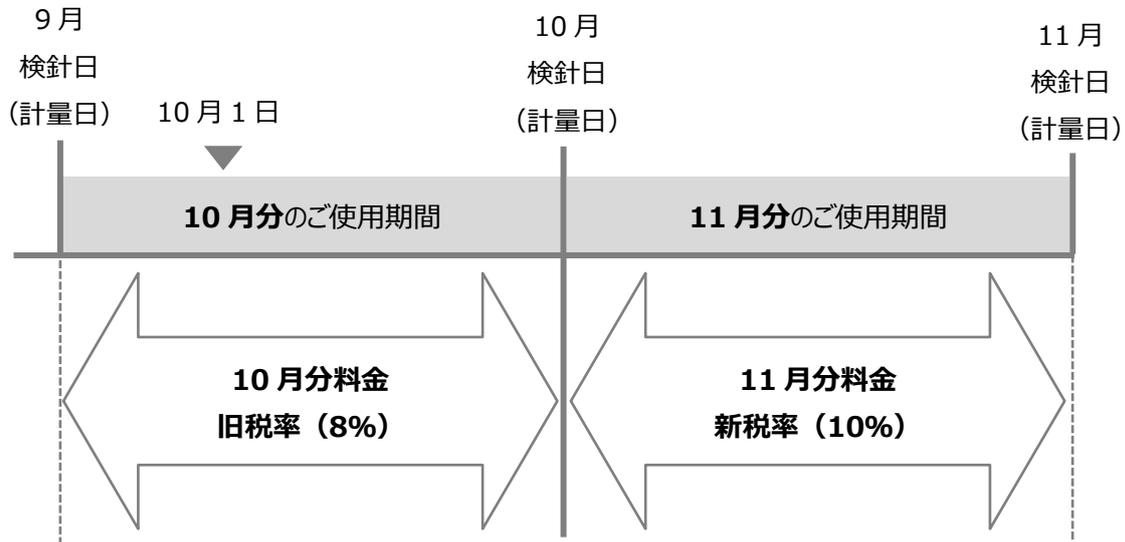
2 電気料金の変更時期について

2019年9月30日以前から継続してご契約の場合、消費税法上の経過措置により、原則として2019年11月分[※]の電気料金から変更させていただきます。

なお、ご使用開始日が2019年10月1日のお客さま、お引越しや新築などにより2019年10月1日以後に新たに電気の契約をされたお客さまは、2019年10月分の電気料金からの変更となります。

※11月分の電気料金の算定期間は、10月の検針日（計量日）から11月の検針日（計量日）の前日までとなります。

電気料金の変更時期のイメージ



2019年10月1日を境とした電気料金の日割計算は行いません。

【参考】消費税法上の経過措置について

2019年9月30日以前から継続して供給される電気・ガス・水道等で、2019年10月1日から2019年10月31日までに検針等により確定する料金については、旧税率（8%）が適用されます。

新税率による電気料金については、「ENEOSでんき約款」または弊社ホームページをご覧ください。

本内容に関するお問い合わせ先

ENEOSでんき・都市ガス カスタマーセンター

0120-15-8704

03-6627-1763 (IP電話・国際電話はこちら)

[月曜日～日曜日 9:00～17:00 (第3日曜日・年末年始を除く)]